

平成21年 1 月宮崎県臨時県議会  
環境農林水産常任委員会会議録

平成21年 1 月22日

場 所 第4委員会室

平成21年 1月22日 (木曜日)

山村・木材振興課長  
木材流通対策監

楠原謙一  
河野憲二

午前10時30分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正  
予算(第3号)

農政水産部

農政水産部長

後藤仁俊

農政水産部次長  
(総括)

西田二郎

農政水産部次長  
(農政担当)

伊藤孝利

農政水産部次長  
(水産担当)

太田英夫

部参事兼  
農政企画課長

岡崎・博

農水産物監  
ブランド対策監

郡司行敏

地域農業推進課長

上杉和貴

担い手対策監

山内年

営農支援課長

吉田周司

農業改良対策監

佐藤吉史

消費安全企画監

八反田憲生

農産園芸課長

串間秀敏

畜産課長

押川延夫

家畜防疫対策監

山本慎一郎

農村計画課長

原川忠典

国営事業対策監

桐山和人

農村整備課長

矢方道雄

工事検査監

西重好

水産政策課長

桑原智

漁業調整監

山田卓郎

漁港漁場整備課長

那須司

漁港整備対策監

今西宏美

総合農業試験場長

村田壽夫

県立農業大学校長

米良弥

畜産試験場長

荒武正則

水産試験場長

関屋朝裕

出席委員(9人)

委員 長	宮原義久
副委員 長	黒木正一
委員	外山三博
委員	坂口博美
委員	蓬原正三
委員	野辺修光
委員	満行潤一
委員	松田勝則
委員	長友安弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳憲一
環境森林部次長 (総括)	森山順一
環境森林部次長 (技術担当)	寺川仁
部参事兼 環境森林課長	飯田博美
計画指導監	森房光
環境管理課長	堤義則
環境対策推進課長	道久奉三
施設調査対策監	大坪篤史
自然環境課長	飯干利廣
森林整備課長	徳永三夫

事務局職員出席者

議事課主査 大野 誠一  
政策調査課主査 坂下 誠一郎

---

○宮原委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時32分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○高柳環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

世界的な景気後退が続く中、本県におきましても雇用調整の動きが出るなど、経済情勢が一段と厳しさを増しておりますことから、県におきましては、県民の不安を一刻でも早く解消し、本県経済の回復を図る対策を講じていくため、昨年末に経済・雇用緊急対策を取りまとめたところであります。

こうした中、環境森林部におきましては、年末の緊急の対応といたしまして、県下全域の林業関係団体を訪問いたしまして、雇用の維持・確保への協力要請等を行いますとともに、部内に金融・雇用相談窓口を設置いたしまして相談に応じたところであります。また、年度内の当

面の対応といたしまして、公共事業の前倒しや雇用創出につながる対策等を講じることとしたところであります。

本日は、こうした経済・雇用緊急対策のうち、国の第2次補正予算の成立を待たずに県として緊急に対応すべき対策につきまして、補正予算案を御提案いたしております。

それでは、お手元にお配りしております環境農林水産常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正予算につきましては、一般会計が、表の中ほど、小計の網かけをしている欄にございますように、3億4,548万2,000円の増額をお願いしており、補正後の一般会計予算額は244億8,508万円となります。この結果、表の一番下、合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせました補正後の環境森林部の予算額は、251億4,056万円となります。

同じページの下、(2)の表をごらんいただきたいと思います。議案第1号に関する繰越明許費の補正についてでございます。これは、今回の経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正の関係で、工期が不足することによるものであります。内容につきましては、自然環境課所管の県単治山事業でありまして、表の一番下の合計欄にありますように、6カ所で1,750万円をお願いしております。

次に、2ページでございます。補正予算の概要についてでございます。

環境森林部では、経済・雇用緊急対策のうち、経済対策として5つの事業を御提案いたし

ております。このうち雇用創出につながる対策といたしましては、新規事業として、夜間・休日に不法投棄等の監視パトロールを行います不法投棄等監視パトロール強化事業と、松葉かき等海岸松林の整備を行う海岸県有松林整備事業の2つをお願いしております。また、県民生活に直結する公共事業等による県内経済への波及としましては、21年度事業を前倒しして実施する県単治山事業のほか、造林や間伐などを行う森林整備事業、それから、木材処理加工施設等を整備します木材産業構造改革事業費補助金の3つをお願いいたしております。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**○道久環境対策推進課長** それでは、環境対策推進課の平成20年度1月補正経済・雇用緊急対策について、私のほうから説明させていただきます。

まず、お手元の平成20年度1月補正歳出予算説明資料の33ページをお開きいただきたいと思います。

今回お願いいたしております補正は、左から2列目、補正額の欄でございますように、一般会計で913万7,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、右から3列目の補正後の額は、6億3,520万5,000円となります。

申しわけございませんが、1枚おめくりいただきまして35ページをごらんになっていただきたいと思います。今回補正をお願いいたしておりますのは、(目)環境保全費の(事項)産業廃棄物処理対策推進費の913万7,000円でございます。事業概要につきましては、お手元に配付しております常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。常任委員会資料の3ページ

をお開きになっていただきたいと思います。

新規事業、不法投棄等監視パトロール強化事業についてでございます。

1の事業目的でございますように、県内の産業廃棄物の不法投棄や野外焼却は、依然として後を絶たない状況でございます。県では、保健所に廃棄物監視員を配置いたしまして、平日の昼間に監視パトロールを行い、対応いたしているところでございますけれども、その件数は、4ページの右下の参考欄でございますように、不法投棄の状況としましては、県と宮崎市の合算でございますけれども、発覚件数をごらんになっていただきますとわかりますように、年々増加傾向でございます。また、野外焼却につきましても、下の2でございますように、これは県のみでございますけれども、19年度171件と大きくふえている状況でございます。このため、本年の2月と3月を不法投棄等監視活動月間といたしまして、監視活動が手薄になります平日の早朝、夜間、休日における監視体制の強化を図りたいと考えております。

具体的には、2の事業概要の(4)に記載しておりますけれども、①でございますように、2名1組の7班体制でもちまして、不法投棄や野外焼却の監視パトロール等を民間警備会社に委託し、実施区域といたしましては、②にありますように、保健所管内7地区に分けて行う予定でございます。この事業によりまして、(5)にありますように、延べ476人・日の雇用を創出する予定でございます。

4ページをごらんになっていただきたいと思います。今回の事業の流れを記載したものでございます。

まず、保健所から警備会社に対しまして、パトロールを実施する日、場所、時間帯などにつ

きまして具体的な指示を行います。指示を受けました警備会社は、平日は早朝と夜間、そして休日は昼間に監視パトロール活動を実施いたします。警備会社が監視パトロール中に不法投棄や野外焼却を発見した場合には、行為者に対して直接の指導はしませんが、日時や場所、現場の状況などを記録し、写真の撮影などを行ってまいります。なお、緊急な対応を要する場合には、警察署とか消防署に通報していただきます。パトロールを終わりましたら、目撃した内容を保健所に報告していただきます。これを受けまして、保健所は現場に出向きまして、不法投棄された廃棄物の確認とか土地の所有者などへの聞き取りにより、行為者を特定し、行為者がわかり次第、改善作業の指示を行います。なお、悪質な案件につきましては、法律に基づいた行政処分など厳しい対応を行うこととなります。改善の指示を受けました行為者は、保健所の指導のもとで作業を実施し、最後に保健所が原状回復されていることを確認するというような事業の流れになります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○飯干自然環境課長** 自然環境課でございます。経済・雇用緊急対策の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の37ページをお開きください。当課の補正予算は、2行目の左側、補正額にありますように、一般会計におきまして2,500万円をお願いしております。一番上の行の右から3列目の補正後の予算額は、補正後の額にございますように、合計で51億4,424万円となります。

補正の内容についてでございますが、1枚めくっていただきまして39ページをごらんくださ

い。4行目の(目)治山費で、その下の行にございます(事項)県単治山事業費で2,500万円を計上しております。これは、国庫補助対象とならない小規模な災害復旧及び治山施設の維持管理を行うものでありますが、今回、経済・雇用緊急対策として実施するものであります。

続きまして、お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。

(2)の繰越明許費補正についてでございます。県単治山事業で6カ所、1,750万円の繰り越しをお願いしております。繰り越しの理由でございますが、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正の関係により工期が不足するため、繰り越しをお願いするものでございます。

自然環境課からは以上でございます。

**○徳永森林整備課長** それでは、森林整備課の経済・雇用対策について御説明いたします。

歳出予算説明資料の41ページをお開きください。

当課の補正予算は、左から2列目の補正額にありますように、一般会計で2億2,607万3,000円をお願いしております。この結果、当課の補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額にありますように、114億8,120万4,000円となります。

次に、補正の内容でございますが、1枚お開きいただきまして43ページをごらんください。

まず、4行目の(目)林業振興指導費で、その下の(事項)県有林利用促進事業費で6,274万円を計上しております。これは、下の説明の欄にありますように、新規事業の海岸県有松林整備事業に要する経費でございますが、詳細につきましては後ほど御説明いたします。

次に、中ほどの(目)造林費で、その下の(事項)森林整備事業費で1億6,333万3,000円

を計上しております。これは、国の1次補正等により追加内示があり、造林・間伐等の森林整備を行う補助公共事業費であります。内訳につきましては、下の説明の欄にありますように、1の公的森林整備推進事業で7,000万円、2の里山エリア再生交付金森林整備事業で9,333万3,000円を計上しております。

恐れ入りますが、常任委員会資料の5ページをお開きください。新規事業の海岸県有松林整備事業であります。

本事業は、1の事業の目的にありますように、一ツ葉海岸等の県有松林は、潮害防備や保健保安林になっておりまして、県民に安全と安らぎを与える重要な森林となっております。このため、松林の整備を実施し、保安林機能を強化するとともに、あわせて雇用の創出並びに林業担い手の確保・創出を図るものであります。

2の事業の概要であります。事業期間は、(2)にありますように、本年2月から3月までの2カ月間で、(3)にありますように、宮崎県森林組合連合会等に委託をし、実施することとしております。

次に、(4)の事業内容であります。右側の6ページをごらんください。上の写真は現在の松林の状況の写真であります。このように松葉の堆積や雑草木の繁茂によりまして——本来松は、松に付着するショウロ菌のような菌根菌が細根に付着して、その菌根菌の助けを受けて土壌中の水分や栄養を吸収していると。それで生育したり樹勢を保っている状況にありますが、こういう状況が続きますと、菌根菌が他の菌にやられまして、菌根菌が少なくなって樹勢が落ちるとい状況になりますので、下にありますように、砂地が出る程度に松葉をかいて、また、下層木の除伐を行ってクロマツの樹勢の

回復を図るという内容でございます。

恐れ入りますが、5ページに戻っていただきまして、実施場所と面積であります。宮崎市で80ヘクタール、新富町で10ヘクタールの計90ヘクタールを実施することとしております。

本事業を実施することによりまして、(5)にありますように、雇用創出人員は延べ約3,700人・日、そのうち新規雇用者は延べ約3,000人・日、実雇用者といまして約90名をハローワークを通じて募集することとしております。

また、先ほど申しました森林整備事業の補正によりまして植栽・間伐等実施するわけですが、この実施によりまして、新たに延べ約1万5,000人・日の雇用が図られるものと考えております。

森林整備課からは以上であります。よろしくお願いいたします。

**○楠原山村・木材振興課長** それでは、山村・木材振興課の経済・雇用緊急対策について御説明いたします。

お手元の平成20年度1月補正歳出予算説明資料、45ページをお開きいただきたいと思います。

今回お願いしております補正は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で8,527万2,000円の増額をお願いしております。この結果、山村・木材振興課の全体予算額は、一番上の行の右から3列目にありますとおり、43億7,464万9,000円となります。

1枚めくっていただきまして47ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正内容は、(目)林業振興指導費、その下の(事項)林業・木材産業構造改革事業費でございます。補正額は、先ほど申し上げましたとおり8,527

万2,000円の増額でございます。

下の説明欄にありますように、林業の発展と山村の振興及び林産物の循環利用推進のため、1としてあります木材産業構造改革事業費補助金によりまして、木材処理加工施設等を整備するものであります。具体的には、1つが、製紙用原料となるチップ製造のための加工施設整備、内訳としては590万2,000円ほどであります。これは、近年、輸入チップの価格高騰によりまして、国産チップに対する需要が高まってきておりまして、日向市の工場に対し、チップ生産能力を高めるための施設の整備に支援するものです。

もう一つが、宮崎市内のプレカット工場におけるプレカット加工施設の整備であります。内訳としては7,929万円であります。現在、国が進めようとしております長期優良住宅などにおきまして、本県杉の大径材を活用した通常より大きい径の柱とかはり、そういった材料のプレカット加工の需要増が見込まれております。これを効率よく加工できる施設整備に支援するものであります。

山村・木材振興課関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○宮原委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○満行委員 幾つかこの予算の節をお尋ねしたいと思うんですが、1つ目は、環境対策推進課の不法投棄等監視パトロール強化事業、この節は何でしょうか。その次の、森林整備課の海岸県有松林整備事業の節、あと、森林整備事業の7,000万と9,333万円のそれぞれの節を教えてください。

○道久環境対策推進課長 まず、私どものほうの環境対策推進課の監視パトロール強化事業の

節につきましては、委託料でございます。

○徳永森林整備課長 県有松林事業につきましては、これは委託料でございます。それから、森林整備事業費、これについては補助金でございます。

○満行委員 森林整備課の海岸県有松林整備事業と森林整備事業というのは、見ようによっては全く同じ事業と見えるんですけど、これは目的は違うんですか。

○徳永森林整備課長 県有松林整備事業は県単事業であります。森林整備事業は国庫補助事業、公共事業になります。仕事の中身も、森林整備事業のほうは通常の森林整備、いわゆる植栽、下刈り、間伐等を行う事業になります。

○満行委員 森林整備事業の補助金の支出先、相手先はどこでしょうか。

○徳永森林整備課長 主に森林組合になります。

○満行委員 山村・木材振興課の木材産業構造改革事業費補助金、これは繰越明許費が出ていないということは、国の実績補助、本来2月補正で出すべきものを先に今回出したというふうにとらえていいんでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 これは、国の1次補正に対応して、事業体の要望を受けまして緊急に施設整備を実施するものです。繰り越しにつきましては、基本的には年度内整備に努力をしていきますが、機械の整備等によりましては繰り越しも考えられますけれども、具体的な繰り越し経費等がまだはっきりしていませんので、今回は繰り越しとしては上げていないということになります。

○満行委員 2回実施するものという説明ですけど、これは着工しているわけではないんですか。

○楠原山村・木材振興課長 まだ全然着工はいたしてありません。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 環境対策推進課と森林整備課、監視パトロールと松林。単純計算すると、創出雇用者数の延べ日で割ると、監視パトロールが1人当たり1万9,000円ぐらいつくんです。松林が1万7,000円ぐらい。雇用賃金というのはその3分の1ぐらいかなと思うんです。経費の部分がかなりかかるような勘定になるのかなと思うんですけど、委託金額の決定のあり方というのはどういうぐあいに決まっていくんですか。

○道久環境対策推進課長 まず、予算の組み方といたしましては、現在、非常勤で監視員がおりますから、そちらの件費をもとに積算をいたしました。それから、諸経費がいろいろかかるわけですけれども、1日の走行距離とか、写真等撮っていただきますので、そういうものをいろいろ勘案いたしまして、最終的にこの913万7,000円という数字を積み上げたということでございます。以上でございます。

○徳永森林整備課長 1日の日当につきましては、うちの部の森林整備、県有林等の賃金が定められておりますので、1万1,300円を支払うこととして積算しております。また、諸経費につきましては、健康保険、厚生年金、労災、雇用保険、介護保険、労災の上乗せを含めまして6種類の保険をかけて、トータル的に24.何%という諸経費になるということで、実質的に雇用する雇用者側の負担にならないような積算をしているというふうに考えております。

○坂口委員 そうすると、まず、パトロールですが、パトロールコースは、発注者側というか県のほうが、こういうコースをやってくれということになりますね。契約内容でしっかりその

キロ数が出るわけじゃないということになる。問題があったときに証拠写真を届けてくれということで、ことごとく写真とか結果でしかそういうものは出てこないと思うんです。そういう経費の契約の仕方はどうしていくのかというのと、ハローワークを通して1万1,300円ということは、それは作業する人たちに保証されると思うんです。警備会社を通してとなると、会社の経営の中で委託していくから、会社の雇用によっては一人一人日当を変えてもいいですし、最終的に本人に渡すのが幾らになるかという、そこまで県は関与できないと思うんですが、そこはどんなぐあいにされますか。今回の雇用創出なんですよね。生活資金確保事業です。そこをどうやっていかれるのか。

○道久環境対策推進課長 確かに、雇用形態で賃金を幾ら必ず払ってくださいというような形は確保できないかもしれませんが、少なくとも私どもとしては、会社のほうには、一定程度の賃金の確保をお願いしますということは依頼していきたいというふうに思っています。

それから、今回は雇用の確保ということがございます。確かに2カ月という短い期間ではございますけれども、毎日ではないものですから、平日の昼間または勤務を要しない日が存在するものですから、そういう時間を活用していただいて次の正式な仕事を探していただけたいというふうに考えております。以上でございます。

○坂口委員 そうじゃなくて、こちらが積算していくのに、まず1万1,300円を真水部分として、それに雇用保険、諸経費を勘案したときに、1万7,000円ぐらいかかるでしょうということなんです。しかもハローワーク経由なんです。だから、契約内容は、かなり詳細なところ

まで雇用される人たちの条件というのは担保されていくと思うんです。今のやり方では会社にお任せしますよということで——だから、単価を幾ら見ているのかということ。それから、入札とかそういうものでやっていくのかどうかということとか。人件費というのは、県が相手に渡す部分の日当と経費と別個にしていれば、それは日当として保証されるべきだと思うんです。今の話ではその保証が全然ない。任せていて、会社の考え方次第だし、雇用される側も、次へのつなぎだからというような感覚とは大いに違うと思うけど、そこがどう契約金額に反映されて実行されていくのかということなんです。

○道久環境対策推進課長 私どものほうも、人員確保につきましては、もちろん民間警備会社をお願いするわけですが、当然のことながら、ハローワーク等を利用いたしまして、新規採用を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 平たく言ったら、ピンはねをどう排除していくかということなんです。

○道久環境対策推進課長 私どものほうは、一般競争入札という形で実施してまいりたいと思っておりますので、人件費を私どものほうが積算しました金額で必ずやってくださいというところまでは問えないのではないかとこのように考えております。

○坂口委員 僕は問うべきだと思うんですよ、それを積算根拠にしていれば。人件費でしょう、雇用対策でしょう。だから、県の積算根拠では人件費は幾ら見えていますよ、これを基準に、それを常識的な形で。とにかく今回は雇用創出だということで、その説明、行政指導は問えると思うんです。義務づけじゃないんです

よ。今度のは性格が違うということです。そこを部長はどう考えられますか。これは大切なことと僕は思うんです。

○高柳環境森林部長 今回の目的が雇用対策ということですから、今、問題になっている方の生活をいかに保障してやっていただくかという観点で当然進めるべきだと思います。

○松田委員 関連して環境対策推進課長にお伺いいたします。ただいま坂口委員の質問にありましたように、民間警備会社にこの件は発注される。そこで、ハローワークにも確認をしながらおっしゃいましたね。警備会社に発注をして、警備会社だけで人員確保を任せるんじゃないかと、ハローワークのほうにも確認をしながらというお言葉がありましたが、その部分をもう少し詳しくお教えいただけますか。

○道久環境対策推進課長 ハローワークと連携しながらということではございません。ハローワークに民間会社のほうから求人をしていただいて、そして紹介していただいて、民間会社のほうで採用していただくと。そのときに私どもとしては、今回はあくまでも雇用ということが大切でございますので、ハローワークで雇用保険被保険者離職票というものが交付されるらしいんですけども、そちらのほうを確認しながら、雇いどめ等に遭った人たちを新規雇用したんだということを確認していきたいというふうには考えております。

○松田委員 私が懸念いたしますのは、民間の警備会社、私もいろいろ聞きましたが、待機いただいている方々をたくさんどこも抱えておられます。社員であったり、あるいはパート、アルバイトさんですけども、仕事がないばかりに待機、待機、待機で待っていらっしゃる方がいる。そういう方々を回す中において、ハロー

ワークに果たして新たにどれだけの雇用というものを、それぞれの警備会社が依頼するものなのかということに気がするんです。今のお話ですと、入札のときに、では、それぞれの警備会社は、自社で抱えている方々も大変でしょうけれども、ハローワークに求人を出すということも課すというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 今回の入札に当たっては、業務仕様書というものを作成いたしまして、それを民間会社にお示しいたしまして、入札に参加していただくという考え方でございますけれども、その業務仕様書の中に新規の雇用ということを定めます。ここで読ませていただきますと、現在考えている仕様書ですが、「原則として、会社の業績悪化等による雇い止めや中途解雇により離職した者及び離職が見込まれる者を新規に雇用するものとする」という条件を付しまして入札に参加していただくという考え方を持っております。以上でございます。

**○松田委員** 理解できました。ありがとうございます。

**○坂口委員** 積算の根拠は幾らとおっしゃったのですか。

**○道久環境対策推進課長** 平日の早朝及び夜間につきましては、予算積算上の単価といたしましては1日1万3,485円でございます。それから、休日の昼間につきましては、1万2,136円を積算基礎といたしております。以上でございます。

**○坂口委員** 平日の通常時間帯、8時—5時とか、それはどうですか。

**○道久環境対策推進課長** 現在、通常の昼間は予定いたしておりませんが、私どものほ

うの非常勤職員につきましては、9時から16時45分、これは7時間勤務になりますけれども、その単価が現在7,860円でございます。

**○坂口委員** それは比較にならないと思うんですけど、設計の考え方として、まず、通常の平常時間帯の1日当たりの単価が決まるんです。作業員とか資格者とか特殊作業の人とか。それによって、今度は歩掛かりによって、ハードのほうは詳しいと思うんですけど、深夜の場合は2割増しにするというぐあいになっていて、これは比較にならないと思うんです。7,800円だったら9,000円ぐらいですよ、積算単価は。だから、そここのところを本当に詰められているのかどうかということです。これはどういうことを根拠にやって、この時間帯だから割増料金で幾らになっているんですよということ。それは根拠が必ずあるんですよ。そういうものは内訳書をとってその見積もりを見ないと、トータルでやっていたら、根拠自体が狂って、違う単価で支払いあるいは雇用させて、違う作業——決定されているんですね、公共事業の単価として。その単価が予定している作業内容と違うことが行われる可能性もあるから、今の説明を聞いていると、そここのところは積算に当たって真剣さが足りないと思うんです。そこをどう考えられているのかということです。さっきのように、委託の特記仕様なり、共通仕様なりの中にこういうことなんですよということをやったってあるなら、そこでこの単価はうたえないのかどうかということです。

**○道久環境対策推進課長** まず、積算単価の件ですけれども、先ほど申し上げましたように現在7,860円ですが、この場合、7時間でございます。これを8時間に割り戻しまして、そして、深夜等になりますので、そちらのほうを割

り増すというような形で積算根拠をさせていただきました。それから、雇いどめになった方を新たに雇用するというので、その積算単価といますか、日々の単価というんでしょうか、こちらのほうにつきましては、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、できるだけこちらのほうが確保できるように、警備会社のほうにはお願いしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○坂口委員** 例えば基本の単価が7,860円になっていたら、1万3,000円とか1万2,000円という数字は、深夜だろうと休日だろうと出てこないんです。ちゃんとルールがあるんですよ、夜間作業するときは何割増しというのは。だから、違う単価がもとにあると思うんです。それから、実勢相場を調べられて、1万3,000円ぐらい深夜労働には払っているという実態があつての実勢相場なら、これは履行されると思うんです。それが相場になっていますから。そうでなくて、1万3,000円は設定したけれども、実勢相場が7,860円だったら、雇用者側は9,000円も払えば御の字なんですよ、実際の労働市場というのは。だから、その実態を見られているのかどうかということと、これは過剰に設計単価が組み込まれているんじゃないか。実際は、入札に挑むときは、9,000円ぐらいで業者自体は見積もりをやって、9,000円で人は幾らでもいると。そうなったときに、先ほど言われたように、極力この1万3,000円を守りなさいよといったって、業者も聞く耳を持たないようなことに逆になってしまうんじゃないか。その根拠ですよ。せっかく1万3,000円組んで予算を厳しい中からつくったわけです。しかしながら、期待しているほどのものが払われないということになっていかないかということと、逆に今度

は、実際これが9,000円ぐらいで行われるなら、4割ぐらいの金上がるから、ほかの事業も予算の中でもっと雇用をつくることも考えられたんじゃないか。この中身が本当に真剣にやられているのかどうか。雇用を創出していこうとか1人でも救おうと。というのが、今問題になっているのは、そういった非正規とか派遣というものが仕組み的にどうも間違っていたんじゃないか。だから、こんな乱暴なことが起こって、これを何とかしようというときに、やっぱり同じ感覚でそれをやっていったら、ちょっと今回の事業は違うぞということをお願いなんです。僕の言っている意味がわからないですかね。

**○蓬原委員** 今のに関連してですが、一般競争入札でしょう。そうしたときに、最低制限価格というのは設定されているんですか。

**○道久環境対策推進課長** 最低制限価格は設定する考えはございません。

**○蓬原委員** この事業の目的というのは、雇いどめだとか、緊急に雇用を停止されて困っている人を救おうというのが目的ですね。下限なしで競争させて、この厳しいときに、公共事業も減って警備会社は仕事がない。先ほど松田委員の話にもありましたが、警備会社自身が余剰人員を抱えているときに、下限なしで競争入札をさせれば、当然仕事欲しさにかなり下がってくるわけです。これはほとんど個人の時間にかかわる計算でしょうから、そうすると、結果としては安く入れたところが仕事をとる。そこにハローワークを通じて雇用された人は安い賃金で働かされるという、目的とするところと結果として支払われることの矛盾をそこに抱えていないかというような気がするんです。一般競争入札でないとか確かにいけない部分も県としてはあ

るでしょうけれども、何かそこに二律背反というか、低くすることで仕事をとったがために、目的とする人たちに安く金を払わなければいけない、助けることにならないという不思議な意味を含んでいるなどと思って、さっきから坂口委員の意見を聞きながら思っているんだけど、そのあたりについての考えはありますか。

**○道久環境対策推進課長** おっしゃる意味はよくわかります。確かに最低制限価格を設けまさんと、安くでやってしまわれて、支払い賃金の低下を招いて、結果的に、雇用創出、いわゆる雇いどめ等に遭った方々の救済にならないという懸念はよくわかりますので、再度、人件費の確保につきましては、仕様書等で記載するなどの措置を検討させていただきたいというふうに考えます。

**○蓬原委員** そこはぜひそういうことをお願いしたいと思います。

それと新規雇用ですね、余剰人員を抱えている警備会社が、ただでさえ仕事が少ない。これで仕事がふえたことによって、自分の会社の人たちを、ましてや早朝とか日曜とかがあるわけですから、回すことによって、警備会社を助けることだけに終わってはいけないと思うんです。ですから、新規雇用したというチェックは、発注元としての県はこの事業の目的に沿ってすべきじゃないか。これはもう一つの海岸県有松林整備事業についても同じだと思うんです。対象となっている人たちをちゃんと雇用したんだというそこに証明があって、それを発注元としてはチェックをすることが必要だと思いますが、これについてはどうですか。どういう形でチェックされるのか。

**○道久環境対策推進課長** まず、私どものほうから説明させていただきます。

ハローワーク等でやりましたときには、私どものほうにハローワークで交付されます雇用保険被保険者離職票を提出していただきまして、確かにその方が雇いどめ等で離職されていた方だということを証明していただくように、報告をいただくように考えております。

**○徳永森林整備課長** 確かに今度の雇用対策は、新たな雇用を幾ら生むかというのが一番の問題だろうと思っています。森林組合につきましては、既に作業班というのを確保しておりまして、その作業班を使ってしまいますと今度の雇用の意味がないということで、今回、13人を1班ということにしまして、そのうち、資格を持つ責任者が1人、作業班の方が2人、あと10名は新規雇用ということで、その体制を崩さないようにやっていこうと思います。中身につきましては、先ほどのハローワークからの紹介、証明書をしながら——その10人は県のほうで確認をしていくということをやっているというふうに思っております。ともかく新たな雇用を幾ら生むかというのがこの対策の一番の目的だと思いますので、そういう体制をとっていききたいというふうに思います。

**○宮原委員長** ほかにございませんか。

**○外山委員** 森林整備課の関係で、私、初めて聞く言葉で、「キンコンキン」、これはどんな字ですか。「菌」と、「コン」は「根」ですか。

**○徳永森林整備課長** そうです。「菌」に「根」に「菌」です。

**○外山委員** さっき説明があったんですが、クロマツの活性化にこの菌が役立つと。松葉をかくことによって菌が活性化してくるというような説明だったですね。松というのは、海岸の砂地以外にもいっぱいありますね。その松はこの

菌根菌というのは余り関係ないんですか。

○徳永森林整備課長 菌根菌というのは共生菌なんです。例えばショウロとかマツタケとかその辺は共生菌で、松の根にくっついて——普通、シイタケ菌等の場合は腐植菌で、木を枯らしてシイタケができるという話ですが、この菌根菌は共生菌といいまして、松の細根に付着することによって、土壌の水分とか栄養を吸い上げるのを助けてくれるということで、松はどんな崖っぶちの瘠薄地でも育つというのは、この菌根菌の助けを受けて育つと。海岸のような砂地のところはなかなか広葉樹が入りづらいというのは、そういうところがあります。松葉が落ちて枯れてしまいますと、そこに腐植層ができて、その雑菌と闘って共生菌がやられてしまうと。上に腐植層がつかますと下になかなか水分が入らないということで、松の根が表面に出てきている状況をよく見ると思うんですが、上のほうの水分や栄養を求めて松の根が上に上がる。それによって雑菌にやられてだんだん勢力が落ちていくということになります。ですから、砂地の場合は、やはり上の腐植層を取ってやっていくというやり方だと。

○外山委員 砂地じゃない普通の山の松、これもやっぱり菌根菌というのがあるんですか。

○徳永森林整備課長 アカマツ林等も同じです。菌根菌がついておりまして、そこから栄養を助けてもらう。ですから、アカマツ林もできるだけ腐植層がないように、マツタケとかする場合は、やはりちゃんと整備をしながら育てていくということだろうと思います。

○外山委員 それはわかりました。宮崎市が80ヘクタールというのは、一ツ葉から佐土原までですか。想定する広さというのは。

○徳永森林整備課長 宮崎市、佐土原を含めま

して274ヘクタール県有松林があります。新富が19ヘクタールほどありますが、今回はそのうちの90ということで、今、場所の特定を急いでおりまして、佐土原から運動公園あたりまでをやりたいというふうに思っております。

○外山委員 佐土原から運動公園というと、どこの運動公園ですか。

○徳永森林整備課長 旧佐土原町から木花のほうまでを含めてやりたいと。

○外山委員 ということは、宮崎市の松林は、動物園がある住吉から佐土原を含めて一ツ葉海岸、ほとんどやるということですね。

○徳永森林整備課長 そうです。一応対象にしております。

○外山委員 昔は、地元の人が松葉をかいて施設園芸の畑に入れていたんです。最近しなくなったものだから、松葉が積もって、さっきの話のようにショウロが全くとれなくなった。この原因は多分松葉をかかなくなったからじゃないかと私も思うんです。そういう意味で、緊急対策で松葉を取ってもらうというのは非常にいいと思うんですが、この広さの松葉を取っていくと相当な量の松葉が出ますね。この処分はどうやってするんですか。

○徳永森林整備課長 県有林につきましては、たばこ耕作組合に使用許可を出しております。先般、組合のほうに行きまして、この事業と組合との連携をとるということで、今、連携体制をとっているところです。耕作者の方が必要というところにつきましては、そこに堆積しておいて持って行ってもらうということにしようと思います。もう一つ、林内に堆肥化できる場所があれば堆肥化をしていきたいし、残りにつきましては、枝条とかその辺について一部は産廃として持っていくということで考えておりま

す。

○**外山委員** そうしますと、6,200万の予算の大半は人件費と考えていいんですか。処分費も大分あるんですか。

○**徳永森林整備課長** ほとんど人件費と考えていただいでよろしいかと思えます。

○**外山委員** 私の経験から言えば、県で松葉かきの事業は多分初めてじゃないかと。それでこの松林が蘇生してショウロが生き返ってきたらすばらしいことだと思うんです。ですから、たまたま補正で組んでもらった。一過性ではこの事業は生きてこないの、一般会計で毎年幾らかずつぜひこの予算を確保するように、これは要望しておきます。以上です。

○**松田委員** 森林整備課に、あわせてこの県有松林整備事業でお伺いします。宮崎市、新富町の90町歩の松林の選定は、どういった経緯でこのエリアに決まったんでしょうか。

○**徳永森林整備課長** 先ほど申しましたとおり、県有松林は県内に317ヘクタールございまして、内訳を申しますと、宮崎市が274ヘクタール、新富町が19ヘクタール、日向市が14ヘクタール、串間市が10ヘクタールということでございます。本来であればまだ面積的にあるんだろうと思いますが、2月、3月に緊急ということで、森林組合のほうで体制がとれるかどうか把握をいたしまして、宮崎の中央森林組合、児湯広域森林組合につきまして、今回体制を整えられるだろうということで、そこでやると。中身は、時間がないものですから、今からハローワークにやりますので、県森林組合連合会に随契でやりまして、その傘下の森林組合がその現場を責任持ってやるという形でやろうというふうに考えておまして、決めた理由は、森林組合の体制ということをもとに決めておりま

す。

○**松田委員** 先ほどのお話の中で、松葉かき事業で日当が1人当たり1万1,300円ぐらいかという話を伺いました。実際労働される方々の手取りというか、渡るのはどれぐらいで想定していらっしゃるのでしょうか。

○**徳永森林整備課長** 支払う実際の金額ということですか。1万1,300円支払ってもらうということにしております。

○**松田委員** 2つの事業ですね、不法投棄監視パトロール事業と松林整備事業ですが、不法投棄のほうは県下一円7地区に分けてということで、宮崎市を除くとなっております。松林事業のほうは宮崎に集中するんですが、雇用の県下均一のことを考えると、今おっしゃったように、確かに宮崎市の占める松林面積は多い。そして森林組合の体制がということでしたが、私たちが子供のとき、松葉かきの作業を大分いたしました。たきもの取りでした。どちらかというと大変楽しい軽作業に当たります。パトロールのほう、警備は大変状況も厳しいですし、この時期は寒い、女性も手が出せないというのがあるかと思うんですが、松葉かきのほうは、県民、特に体の弱い方、女性の方でも参入しやすい事業であったかと思えます。特にハローワークを使っての募集になりますので、森林組合さんのほうの事情もありますでしょうけれども、宮崎だけでなくほかのエリア、特に県北・県南エリアにもこの事業をしていただけたら大変ありがたいかと思うんですが、見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○**徳永森林整備課長** 確かに、日向市に14ヘクタールありますので、ここもやろうということですが、森林組合のほうは今ほかの事業で、とにかく3人は責

任者でそこにつかないといけないということで、どうしても対応ができないと。先ほど外山委員もおっしゃいましたように、今後ともその辺につきましては、どうしても3～4年に一遍は松葉かきをしないと、さっき言いました菌根菌の減少とかあります。今、県内で11のボランティア団体、松を守る会の方々が各地で活動していただいております。佐土原町につきましては、大分ショウロが出てきたという話も聞いております。必ず必要な施業でございますので、今後検討していきたいというふうに思います。

○松田委員 わかりました。松を守る会、ボランティア団体のほうまで行かずに、森林組合が一括窓口であったということでこういう結果になったんでしょうけれども、松林を守る意味でもこういった事業を継続されるということ。また同じような機会がありましたら、県下一円、松林だけでなしに、県有林のほうにこういった人々が参加できるような体制をとっていただきたい。要望いたします。以上です。

○蓬原委員 雇用創出のほうは先ほど質問しましたが、公共事業等による県内経済への波及という県単治山事業、森林整備事業。木材産業については日向と宮崎というふうに聞きました。前の県単治山と森林整備、場所はどのところなんですか。海岸松林整備事業については宮崎と新富あたりということですが、経済への波及ということですから、ある意味全県的にやっておられないと、その波及というのは一部に限定することになるというふうに思います。そのあたり場所的にどうなのか。

○飯干自然環境課長 県単治山事業で今回予定しておりますのは6カ所でございますので、県北からいきますと、五ヶ瀬町、椎葉村、諸塚村、日向市の東郷町、都城市、小林市、以上の6市

町村でございます。

○徳永森林整備課長 森林整備事業につきましては、内容といたしましては、植栽を40ヘクタール、間伐を580ヘクタール実施することとしておりまして、これは全県下を対象として実施したいというふうに考えております。

○野辺委員 今の県単治山事業ですが、これは6カ所で1,700万繰り越しということで、いつごろ発注という形になるんですか。

○飯干自然環境課長 早急に今議会で御承認いただければ取り組みたいと思います。2月の初めには取りかかれるかと思えます。

○野辺委員 300万という工事だと、5月まで繰り越さないと無理だという考えですね。

○飯干自然環境課長 各箇所別の事業費で申しますと、250万から800程度とばらつきがございます。標準工期を適用しますと、一番長い800万の140日かかるものですから、5月20日が最終日ということで決めております。

○野辺委員 不法投棄のパトロールですが、雇用創出のためですけど、今回のねらいとしては、新たな不法投棄、あるいはまたずっと不法投棄がなされておるようなところの監視パトロールということになるのでしょうか。

○道久環境対策推進課長 現在、監視員は、平日の昼間だけやっているのが実情でございます。私どもとしましては、保健所とか私どもの課への通報で、夜間に廃棄物を埋めているというような通報もございますし、過去に行政指導とか処分を行った業者さんが、休日に廃棄物を埋めていた、土曜日、日曜日に埋めていたというような事実もございますから、その充実を図る意味では、夜間なり土日なりにやれば効果が出てくるのではないかとということがございまして、補正をお願いいたしたところでございま

す。

**○野辺委員** 不法投棄をずっとなされていたところに行政処分をやる場合、その人が永続的に不法投棄をやっていたかもしれないけど、ほかの人が覆土したというのではなくて、普通に不法投棄されていたのを、前の分まで原状回復とか、その辺の判断はどういうことになっていくんでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 不法投棄が見つかったということで、今回捨てた分と以前捨てていた分、それがしっかり判別できるのであれば、今回の分についてはあなたが処理しなさいと。そして、以前捨てられていたものについては、土地の所有者なり、市町村なりが処分するという形になろうかと思えます。ただ、状況によって判断しなければいけないだろうと思うんですけども、その人が立て続けにやっていたのかどうか、そこらあたりを踏まえながら判断していくことになるのではないかとこのように考えます。

**○野辺委員** 恒常的に不法投棄がされているところがあるんです。今回、夜間とか休日にやるということになれば成果があると思えますので、お願いしたいと思えます。

もう一点、さっきの松林の松葉かきですが、これは有機質は必要ないということになるんですか。

**○徳永森林整備課長** 松林にとりましては、有機質は害になるというふうに考えていただいたほうがよろしいかと思えます。

**○野辺委員** もう一点、最後に山村・木材振興課ですが、先ほど、通常より大きなプレカットだと言われたと思うんですが、初めてのケースになるんでしょうか。

**○楠原山村・木材振興課長** 通常、住宅は10セ

ンチ角、10.5センチがメインですけれども、長期に耐える住宅をつくっていかうということが国でも今進められております。そういった動きと連動して15センチ角とか20センチ角というのが芽生えてきておまして、これに対応できていないものですから、ぜひこれにもプレカットで対応できるようにしたいということで、最高25～26センチまでプレカット加工ができる施設をつくろうということでもあります。

**○野辺委員** ということは、今回が初めてですか、そういう大きなプレカット工場は。

**○楠原山村・木材振興課長** この規模のものでは初めてだと思います。

**○野辺委員** 建築基準法が変わって、強度の問題で今後やはりそういう取り組みの要望が出てくるとお思いますので、ぜひひとつ前向きにお願いしたいと思います。

**○長友委員** 不法投棄の監視、ふえているということですけども、地域住民の中でも、あそこはおかしいんじゃないかということが時々あるわけです。そのときには、手段としては、保健所に一応通報するというような形になるわけですか。

**○道久環境対策推進課長** 保健所または私どもの課のほうに通報していただくことになろうかと思えます。ただし、宮崎市は中核市でございますので、宮崎市管轄内につきましては、市役所のほうになろうかと思えます。

**○長友委員** 個人では、文句を言いに行くとか調べに行くこともなかなか難しいんですね。こういうパトロールを通じてそこはやっていただきたいと思うし、そしてまた、そういうこと後の結果といいますか、それはどういう形で住民は知ることができるんでしょうか。お願いをして調べてもらった後の結果というのは。

○道久環境対策推進課長 それは通報者に対してということ。

○長友委員 そうです。

○道久環境対策推進課長 通報がございましたら、私どものほうは、行為者を特定して、改善を指示して、そして最後までそれを見届けるといふ形になります。申しわけございませんけれども、すべて改善が終わった後に、通報者に対して、改善しましたということを行っているのかどうかというところまで把握していないんですけれども、多くは匿名のお電話とかでやられる方が多いものですから、最終的にはこちらのほうが改善を見届けるといふことで終わることになるかと思えます。

○長友委員 ということは、特に匿名でなくて名前を名乗ってもいいという方々は、そういう処理が済んだ後は届け出たところに聞いてもいいわけでしょうか。どんなふうな対応をされたかというのは。

○道久環境対策推進課長 それは当然でございますし、行政としては、私は実態はちょっとあれですけども、改善がなされたということを通報者に対してお知らせするというのは、当然の行政サービスではないかというふうに考えます。

○長友委員 わかりました。あと1点、森林整備事業1億6,000万余ですけども、雇用は実人員としてどれぐらいと言われましたかね。

○徳永森林整備課長 延べで約1万5,000人・日を見ております。

○長友委員 これを、作業班13人か何かでやっていく中の10人という形で新規にやられるという話でしたか。

○徳永森林整備課長 これは松林の整備ではなくて普通の植栽とか間伐のものです。植栽する

のに1ヘクタール何人要ります、間伐に何人要りますと。その中から割り算をして、作業を実施するのにこの事業費で1万5,000人ぐらいの雇用が確保できますという算出の仕方をしております。

○長友委員 といいますと、なかなか危険な作業も伴うので、素人が行ってもどうかという気もするんですが、これには新規雇用という考え方は当てはまらないわけですか。

○徳永森林整備課長 今、森林組合は作業班を持っておりますので、その作業班が中心になるかと思うんですが、現在、作業班も不足してきておりまして、各森林組合は、ハローワークを通して求人をやっておる状況でございます。森林整備に新たにやるかどうかにつきましては、それぞれの森林組合の状況を県としては把握していきたいというふうに思っています。今現在、森林組合がハローワークを通して求人しておりますのが27名。耳川、北諸、南那珂等含めまして27名をハローワークを通じて求人をしている状況のようでございます。ですから、この事業をすることによりましてどれだけ求人がふえるかというのは、私たちも把握をしていきたいというふうに思っております。

○長友委員 今後、非正規雇用のみならず正規雇用の方々も非正規に移行するとか、あるいはまた首切りに遭うというような事態も心配されているわけです。そうすると、どうしても林業とか農業の分野での雇用の場の確保というのが大事になってくるわけです。希望があるかどうかは別として、もし新規の希望等があれば、こういうところにもぜひ積極的な採用をお願いしたい。これはお願いをしておきたいと思いません。

○徳永森林整備課長 松葉かきで90人を募集い

たしますが、募集の段階で、松葉かきは資格も何も要りませんが、林業に就業したいという意欲のある方は、県森林組合連合会の緑の雇用という林業就業への研修をする道がありますので、そことリンクをしながら、意欲のある方はそっちのほうへ移行させていきたいということで、林業担い手の確保につなげていこうというふうに考えております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 さっきの日当絡みの延長です。最低制限価格をかけるかけないは判断の難しいところかと思うんですけど、少なくとも今回は実質的な失業対策事業ですね。その効果が発揮できる契約と事業内容じゃないといかんというのは当然なんですけど、今の森林整備課では、こちらが見積もったのが日当として直接雇用者のところに行くと思うんです。一つの方法として、これは提案というか要望というか、そこらところですけど、一つは、見積もりに伴った内訳書を出させる方法があると思うんです。その中で、直接的な経費ですね、この仕事をやっていくためには当然かかりますという経費。直接作業に当たる人たちの人件費と那些人たちの指導監督、そういうものの人件費、それから労務費ですね、作業員に対する日当、こういうものを大きく内訳書で出させる。

今言われたように、ガソリンも使います、写真も撮りますというところも、これはやるからには絶対必要な直接的な経費に入ります。そういうものを何ぼかにくくって出させて、今言ったようなガソリン代とか写真代というのは、やってみた結果、ほとんど使わんで済むかもわからんわけでしょう。そういう情報がなかったら出勤しないわけだったら。待機しているだけで、写真代も上がらん。そういうところは契約

変更の対象として仕様書にうたい込むんですよ。ガソリン代とかそういうものについては、指示に従ってやることというのを仕様書に書いていけば、その指示を出したことで契約内容を変更できるわけですから、おたくには何キロ走っていただいた。写真の経費をこうつくっていただいた。現像経費だ何だも、外部発注していただいたものがゼロだったらその分は減額できる。想定していた以上にそういうものがかれば、増額してちゃんとお支払いすべきです。だから、仕様書に積算は一式と。ガソリン代から、あるいは自分のところが持っている機材なんかも使用すれば償却費も要る。リース会社から物を借りてくればリース代の支払いも要るわけでしょう。それは何ぼかかるかやってみて何ぼの契約というのは、本当は公契約ではやれないと思うんです。だから、そういうものを一式ということで100万なら100万あげておいて、一式の内容はこういうことを想定しているんですと。50日間監視期間を設けていただく中で、10日間は出勤があるでしょう、ガソリンは平均的に何キロ走っていただくでしょう、それを算定していますよということで、これは実費で後で契約を変更していきますということをやらないと、契約のルールにそぐわないと思うんです。そういう工夫がどうしても必要な気がするんです。

そのほか、競争入札させるんですからということ、そのことをやろうとやるまいとかかる経費、本社も維持しなきゃならん、税金も払わなきゃいかん。あるいは福利厚生と云って、現場に出る人に手袋代とか作業服代は絶対要る。本社の人たちが会社の制服を着たり、旅行に行ったりする。そういうものはやろうとやるまいと、その仕事をするためには義務づけで

も何でもないという部分。せめてこれを分けな  
いと、今では考え方に物すごく差があると思  
うんです。道久課長のところから出すものは何  
ぼ払えるかわからんわけでしょう。こちらな  
ら、確かにそういう人たちに1日1万1,300円  
行くということが見通せるわけです。これはど  
うしても何らかの一工夫が要るような気がする  
んです。これは要望と言ったけど、どう考えら  
れますか。考え方を、どなたからでもいいです  
けど。

工夫はできると思うんです。そういった入札  
や契約のルールに従って発注者が相手方に求め  
られるというものはあると思うんです。例えば  
内訳書の中に、作業者の労務費は、うちは最低  
賃金の5,700円とか5,800円ですと上がって  
くるところもあるかもわからん。県が積算され  
ておりますように、うちは1万3,100円なり  
のものをお支払いしますと上がってくるかもわ  
からない。そこのところで、じゃ、5,700円を  
本当に取っていいのかどうかということ。そう  
いうものを検討した結果、金額だけではないと  
いう線が引けてくれば、そこが最低制限価格  
として必然的に設定できるということになる  
と思うんですけど、最低制限価格はかけませ  
ん、これは競争ですだけでは、今回の問題を  
どうしても僕は納得できないんです。工夫の  
余地が要ると思うんです。同じ事業で出て、  
同じような内容ですよ、やることは。一方は  
1万3,000円ももらえる。一方では競争  
させたがゆえに最低賃金だったということ  
では、どうも今回は違うような気がするん  
です。

**○道久環境対策推進課長** 委員の御心配は当然  
のことだろうと思います。先ほどからも話題  
になっておりますけれども、賃金の問題等につ  
きましましては、できるだけ確保できるように、ま

た、入札についての仕様書等につきましても、  
私どものほうで検討をさせていただいて入札  
に臨んでいきたいというふうに考えております。

**○坂口委員** これはあくまでも一つの参考例で  
す。すべてそうじゃないんだけど、なぜこうい  
うことをしつこく言うかということ、公共事業  
では、森林整備課なんか一番わかっておられ  
ると思うんですけど、例えば工事現場で旗振  
りをする人たちですね、これは誘導員Aとい  
うのとBというのがあるんです。Aというの  
は、国道もしくは主要地方道で公安委員会  
が指定をした現場では誘導員のAをつけな  
さい。その単価は何ぼですよ。Bのその他  
の誘導員は警備会社が出す訓練された誘  
導員でいいですよ。これには単価というの  
があって、誘導員単価は8,000円ぐら  
いで積算していく。それ以上はもらえな  
いんです。それでさえ8,000円なんです  
よ。実際競争してとる。しかしながら、警  
備保障会社に業者さんが誘導員を出して  
くれと頼むときは、積算の基準になる単  
価より2,000円ぐらい余計出さない  
とよこしてもらえないんです。会社は  
それぐらい経費をとっているんです。今  
回は公共事業で事業を確保するというか、  
物をつくっていったりするのが主目的  
じゃないんです。雇用を創出するために  
県費を出そうとしている事業で、そこ  
がしっかりと相手方にも理解されてい  
かないといけないし、積算の根拠も1  
万3,000円というのは高いんですよ。  
高いものが本当に実行できるのか。こ  
の際、会社の経営に資してしまえとい  
うんじゃないかという心配というか、問  
題意識をすごく持っているんです。説  
明ではどうもそこが担保されない。さ  
れないどころか、競争を限りなくさせ  
れば最低賃金価格で業者は見積もら  
ざるを得ないかもしれないわけです。労  
務

費ですから、作業員の日当ですから。一番肝心なところはそこなんです。だから、どうも工夫が足りないんじゃないかな。環境森林部を聞いただけでもそんなぐあいに差があって、下手すれば半分しかもらえないような心配事を含んだ日当の積算と契約のあり方だから。これは部長、僕が言っていることは無茶かもわからないんですけど、そういう心配を委員の人はみんな持っているんじゃないかと思うんです。要望としてとめておきますけど、契約のあり方として内訳書を出させる。特記仕様書とか共通仕様書とか、場合によっては施工条件明示書というものを出せる。そういうものを出していれば設計変更ができて、結果的におまえのところは使わなかったじゃないか、だから、その金は払わないよとか、これだけしか要らないと思って我々は発注したけど、それ以上の作業をさせたですね、それは支払いしますよと、こういうのはルールとして認められているんです。地方自治法でちゃんと。県の契約約款でもそれは認めているんです。そこを勉強してほしいなということです。

**○高柳環境森林部長** 今、坂口委員がおっしゃいましたように、この目的は何のためかということをも十分踏まえて、かつそれが確実に履行されるような方法、手段を細部について検討して、目的を達成できるように努めたいというふうに思っております。

**○松田委員** いま一度森林整備課にお伺いいたします。県有松林の整備事業とパトロール強化事業、今回2つの雇用創出につながる対策ですが、パトロールのほうは県下7地域で900万円、松林のほうで宮崎市、新富町という県央地区で6,200万円の予算ですが、先ほど伺いました。松林の選定についての話、それから森林組

合等々あったんですが、やはりこの1万1,300円、松葉かきで日役をもらえる。大変大きいし、先ほど資格も要らないというお話がありました。大変多くの方に機会が提供できる事業であろうかと思えます。パトロールのほうで1万2,000円、1万3,000円というのは、夜間であるとか早朝であるとか、あるいは厳寒のさなかであれば、その辺は勘案もできるんですが、松葉かきで1万1,300円というのは、県民に示したら大変喜ばれる事業だと思います。もう一度、串間、日向というエリア、森林組合さん、延岡の森林組合等にも声をかければ、13人体制の3人の指導員というのは賄えるんじゃないかなろうか、もう一度県の意向を伝えれば、地元でも何とか体制をつくってもらえるんじゃないかなろうか、雇用の機会を県下一円に広げられないかと思ひまして、いま一度お考えいただけないか、お答えをいただけませんか。

**○徳永森林整備課長** この松林をやってこの松林をやらなくていいという松林はございませんので、県北から県南までやる必要はあるんだろうと。その辺は検討していきたいと思ひます。また、国のほうでも緊急雇用対策で21年度に向けて対策が出てきておりますので、できましたら、その辺にこの事業を絡められないかどうかなんかという事は検討していきたいというふうに思っております。

**○松田委員** そのような将来的な計画もあるんでしょうけれども、要は、ハローワークに県がこれだけのことをやってくれた。そうすると、2月、3月でハローワークに仕事を探しに行ったら、こんなにたくさん県からの仕事に来ていたということが県下一円で求職者にわかり、ポテンシャルにつながるだけでもかなり違ってくるかと思うんです。そういったことも勘案いた

だきまして、いま一度見直しといたしましょうか、要望をさせていただきます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、それぞれ発言がありました。部長からも一つの方向が示されました。目的は何のためにあるかということも含めて、坂口委員からも指摘がありましたが、その部分は十分検討していただいて執行していただきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、環境森林部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

御承知のとおり、世界は100年に一度と言われる不況に陥っておりまして、本県においても雇用調整の動きが出るなど、経済情勢は一段と厳しさを増しております。このような中で、県民の不安を一刻でも早く解消し、本県経済の回復と県民生活の安定を図る対策を講じていきますために、県では、昨年12月22日に、宮崎県経済・雇用緊急対策本部を設置いたしまして、26日に、御承知のとおり、経済・雇用緊急対策を取りまとめたところでございます。農政水産部におきましては、昨年末、県下の農協や漁協等の関係団体や大手農業法人等を訪問の上、融資

の円滑化と積極的活用、それから、雇用の維持確保と離職者に対する就職支援等の協力要請を行ったところでございます。また、部内に金融・雇用相談窓口を設置するとともに、制度資金の拡充による金融対策や公共事業の前倒しなど、本県農水産業の経営安定と雇用創出につながる対策を講じたところでございます。

それでは、平成21年1月臨時県議会にお願いしております議案の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をお開きいただきたいと思います。

右側の説明項目をごらんいただきますが、ここに掲げてございますように、本日、農政水産部からは、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」でございまして、今回の経済・雇用対策といたしまして、緊急に対応すべき対策につきまして、補正予算の御審議をお願いするものでございます。

めくっていただいて1ページをごらんいただきたいと思えます。議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」についてでございますが、平成20年度歳出予算課別集計表の平成20年度の補正額の欄をごらんいただきたいと思えます。一般会計の合計の欄でございますが、今回の補正額は、3億1,595万6,000円の増額補正で、詳細につきましては、後ほど関係課長から説明申し上げます。この結果、補正後の予算額は、補正後の額の欄にございまして、一般会計で429億9,363万8,000円、特別会計を合わせた農政水産部全体では、一番下の欄でございますが、435億3,932万2,000円となります。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思えます。繰越明許費の補正についてござ

います。農村整備課の土地改良管理事業を初めとする5事業に係る30カ所での繰り越しで、合計2億3,439万5,000円の繰り越しをお願いしております。これらの事業につきましては、経済・雇用の緊急対策として、平成21年度に予定しておりました公共事業などを前倒しで実施するもので、今年度中では工期が不足するため、現時点で繰り越しが見込まれるものでございます。

以上が議案の概要でございますが、経済・雇用対策につきましては、今後とも、県による対策はもちろん、国の補正予算等の動きも注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○岡崎部参事兼農政企画課長** 続きまして、常任委員会資料の3ページをお開きください。私からは、今回の経済・雇用緊急対策につきまして、農政水産部における平成20年度1月補正までの経済・雇用緊急対策の概要について御説明いたします。

まず、一番左側の区分の年末の対応についてであります。

①の要請活動につきましては、金融機関を初め、農業法人や農水産関係団体などを、農政水産部長や、各地域におきましては西臼杵支庁長、農林振興局長が直接訪問し、融資の弾力的な対応や雇用の維持確保などを要請いたしますとともに、制度資金や就業情報の案内のための相談窓口の設置や、地域再生中小企業創業助成金などの制度等の周知徹底に努めたところであります。

また、年明けに実施する対策についてであります。まず、平成20年度現行予算による対策

といたしまして、①の金融対策につきましては、農業及び漁業経営を制度資金により支援するもので、上の宮崎県原油・家畜飼料価格高騰対策農業緊急支援資金につきましては、農業経営に支障を来している農業者を対象に、これまでの貸付限度額300万円を600万円に拡大するもので、本年1月5日から運用を開始いたします。

次の養殖業等運転資金融通円滑化緊急対策事業につきましては、これまで養殖業者に限定しておりました対象を、漁船漁業者にまで拡大するもので、同じく1月5日から運用を開始したところであります。

②の公共事業の前倒し発注につきましては、経営体育成基盤整備事業を初めとする公共事業を早期に実施することで、雇用の創出を図るものであります。

次の、4ページの平成20年度1月補正予算による対策につきましては、県として緊急に対策を講じるもので雇用を確保する対策として、①の農水産業への新規就業希望者の臨時雇用による支援、②の農業法人等での高い能力を有する人材確保の支援、雇用の創出につながる対策といたしまして、③の耕作放棄地再生のための雇用拡大支援、④の公共事業等の前倒し発注に取り組むものであります。なお、事業の詳細につきましては、この後、関係課長が御説明いたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○上杉地域農業推進課長** 続きまして、地域農業推進課より平成20年度1月補正予算について御説明をいたします。

お手元の白い冊子でございますが、歳出予算説明資料の73ページをお開きください。地域農業

推進課の1月補正予算額は、一般会計で5,587万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、1月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように、34億1,323万4,000円となります。

続きまして、75ページをお開きください。

(事項) 農業大学校費において、新規事業ですが、みやざき農業チャレンジ支援事業で2,150万4,000円、(事項) 構造政策推進対策費において、みやざきフロンティア農地再生事業で1,000万円、新規事業、みやざき農業支援人材獲得事業で2,437万3,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。委員会資料の4ページをお開きください。下から3段目のみやざきフロンティア農地再生事業でございます。

本事業は、耕作放棄地を再生利用するための体制を整備し、農業生産法人等の担い手への利用集積を促進する事業であります。耕作放棄地の再生整備につきましては、昨年10月に国の第1次補正予算において、全額補助で再生整備が行える国直轄事業が創設されたことから、現在積極的な事業推進に取り組んでおります。このため、今回の補正では、耕作放棄地を活用し、新たに雇用を行い、規模拡大を図る農業生産法人が必要とする農業機械、施設整備を支援する予算を拡充し、地域雇用力の拡大を図ることとしております。

続きまして、同じく委員会資料の5ページをお開きください。

みやざき農業チャレンジ支援事業についてであります。

まず、1番目の事業目的ですが、県下の雇用情勢が悪化しており、雇用の確保が緊急の課題

となっておりますが、農業分野では、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、担い手の確保が喫緊の課題となっております。そこで、県が、本県で農業にチャレンジする意欲のある者を、県有圃場の管理等のため2カ月間臨時雇用し、基本的な農作業を通じて農業への理解を促進させるとともに、雇用期間中の就農相談など就農に向けたフォローアップにより、将来の本県農業の担い手を着実に確保するものでございます。

次に、2、事業概要であります。予算額は2,150万4,000円、事業期間は平成20年度を予定しております。事業主体は、県、県担い手育成総合支援協議会であります。

事業内容は、①の農業にチャレンジする意欲のある者の掘り起こしから、②の農業試験場や農業大学校の圃場等の管理のための2カ月間の臨時雇用、③の就農ガイダンス等の開催による新規就農者の確保及び担い手の育成を図ることとしております。

具体的な仕組みにつきましては、6ページのフロー図で説明をいたします。

まず、フロー図の左側でございますが、県が新聞広告等を利用して本県での就農に意欲を有する若者等を募集し、応募のあった方について、県内での就農に意欲があり、かつ農業経営ができる体力を有していること。また、他の職についておらず、かつ就農研修を受けていないことの要件を満たしているかについての審査を行い、臨時雇用の採用を決定いたします。

次に、フロー図の中央、一番真ん中でございますが、期間は2月から3月までの2カ月間、雇用者数は50人程度を想定しております。業務内容は、農業試験場でありますとか、農業大学校などの県有圃場の管理や研究補助など、基本

的な農作業でございます。勤務時間は1日8時間、賃金は既存の臨時職員の日額と同額で、月額約11万円程度になります。雇用期間中、基本的な農作業に従事することによりまして、農業への理解を深めることをねらいとしております。

また、フロー図の右上でございますけれども、雇用期間中に、県または農業団体から成る県の担い手育成総合支援協議会が、就農相談等の就農に向けたフォローアップを行うことにより、将来の本県農業の担い手を確保していくこととしております。

本事業の説明については以上でございます。

続きまして、委員会資料の7ページをお開きください。

みやざき農業支援人材獲得事業についてでございます。

まず、事業目的ですが、農業法人などが積極的な経営規模拡大や多角化を図るためには、高度な経営マネジメントや営業・加工部門の管理・運営スキルなど、高い資質を持つ職員を確保する必要があります。このため、県内外で活躍されている本県出身者で、企業活動の縮小廃止によりその資質が生かしていない人材をヘッドハンティングし、本県農業振興の原動力となる人材として確保することとしております。

次に、事業の概要ですが、予算額は2,437万3,000円を計上しております。期間は平成20年度としておりますが、すぐれた人材を確保できるよう、一部事業基金を造成して対応することとしております。事業主体は、県、県農業会議、社団法人宮崎県農業法人経営者協会であります。

具体的な内容につきましては、右側8ページのフロー図で説明をいたします。

まず、1の人材コーディネート機関の設置では、農業法人の指導を行っている県の農業会議が、県内外での就職相談会や、東京等の県人会等を活用した事業のPRを行うとともに、ホームページやリクルート誌等の求人情報誌等を活用し、広く人材募集を行います。その上で、応募者と農業法人等とのマッチング面接会を開催いたします。

次に、2の人材確保支援対策基金を社団法人宮崎県農業法人経営者協会に造成することといたします。この基金では、応募者の支援対策として、マッチング面接会への参加旅費を負担するとともに、まとまりそうな案件の支援対策として、家族での農業法人訪問経費や、Uターンに必要となる引っ越し経費の一部を支援いたします。また、受け入れ側の農業法人の雇用を喚起するために、6カ月間の試用期間中に係る雇用経費の一部を支援することとしております。本事業におきましては、県内の560農業法人を対象とした事業を展開するために、20年度に限り、農業法人経営者協会に専任の職員を配置し、事業推進に万全を期したいと考えております。雇用問題は大きな社会問題であります。特に高いスキルを持った人材の場合、農業に目が向かないという現実があることから、この機会を活用することで、本県のすぐれた雇用の場としての農業をPRしていくこととしております。

地域農業推進課からは以上でございます。

**○矢方農村整備課長** 農村整備課でございます。お手元の白い冊子の平成20年度1月補正歳出予算説明資料の77ページをお開きいただきたいと存じます。

当課の補正予算は、経済・雇用緊急対策に係る公共工事の前倒し発注を行うものとして、一

一般会計で1億9,473万2,000円の増額補正をお願いしているものでございます。その結果、1月補正後の予算額は161億9,182万5,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明をいたします。1枚めくっていただきまして79ページをごらんいただきたいと存じます。

4行目の(目)農業振興費の(事項)公共農村総合整備対策費で7,350万円の増額補正をお願いしております。これは、中山間地域総合整備事業によりまして、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行うものであります。

次に、中ほどの(目)土地改良費(事項)土地改良管理費で734万3,000円の増額補正をお願いしております。これは土地改良財産の適切な管理のための補修工事を行うものであります。

次に、一番下の(事項)県単土地改良事業費でございますが、3,303万9,000円の増額補正をお願いしております。これは、国庫補助の対象にならない小規模団地の土地基盤整備等を行うものでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。最後に、(目)農地防災事業費(事項)公共農地防災事業費で8,085万円の増額補正をお願いいたしております。これは、農地保全整備事業によりまして、農地や農業用施設の崩壊・侵食などを未然に防止するための排水路の整備を行うものでございます。

農村整備課からは以上でございます。

**○桑原水産政策課長** 水産政策課でございます。平成20年度1月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の81ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で6,534万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、1月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして、19億8,225万3,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。83ページをお開きください。

まず、(事項)漁業生産担い手育成事業費の説明欄1、水産雇用促進緊急対策事業372万円の増額についてでございますが、この事業については、後ほど別の資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)水産試験場管理費の説明欄1の水産試験場試験研究機能保全事業6,162万7,000円の増額についてでございます。水産試験場は、昭和45年に整備され、設置後38年が経過し、本館の劣化が進行していることなどから、本館の耐震補強等の工事を行い、安全確保、試験研究機能の保全を図るものでございまして、経済・雇用緊急対策といたしまして前倒し発注をお願いするものでございます。

次に、環境農林水産常任委員会資料の9ページをお開きください。

水産雇用促進緊急対策事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的でございます。景気低迷に伴う離職者等を中心に、漁業への就業を希望する方に対し、本県漁業の知識及び技術の習得を図るため、漁業現場等での集中的な研修の受講を支援し、意欲ある人材の本県水産業への就業を推進するものであります。

次に、2の事業の概要でございます。予算額は372万円をお願いしております。事業主体は県でございますが、県漁連への委託により実施することとしております。

次に、(4)の事業内容の②の委託内容でございますが、就業希望者の受け付け、漁業研修先への派遣調整及び研修奨励手当の支払いなどの事務でございます。③の研修枠は10名を予定しております、研修の期間は2カ月以内でございます。④の研修内容等でございますが、研修の内容は、漁業現場での漁業技術・技能の習得及び漁業に関連する知識の習得でございます。研修受講に係る費用は無料でございます、研修での安全対策として必要となりますヘルメットや救命胴衣等も支給することといたしております。

なお、研修参加者のうち、雇用保険受給者以外の方には、研修奨励手当として、月20日の研修に対しまして月額11万3,000円を支給いたしまして、雇いどめされた離職者等の就労の機会を創出し、漁業現場への円滑な人材参入を図ってまいりたいと考えております。

水産政策課は以上でございます。

**○宮原委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

**○坂口委員** 農村整備課、説明資料の3ページ一番下、公共事業の前倒し発注の部分で、用水路の整備ほかというのがあります。これは公共事業ですから、ある程度の規模のものと思うんです。これと同時に、農地・水・環境保全で、担い手の集団に実費の一部を交付しながら、用水路の整備とか保全に充てていた部分がこれまでであると思うんです。それみたいなものも含めて、県単補助あたりでやっていくにはちょっと重荷かなと、でも、従前の公共事業の用水路の修理・修繕とか用水路整備では、そこまでの条件には届かないという部分があったと思うんです。そういうものを想定された事業というのは、今回の特に県単あたりでのこう

いう雇用も含めた、これまでの積み残しとか、要望がありながらなかなか手が出なかったという部分があると思うんですけど、こういう事業は今回は考えられていないんですか。

**○矢方農村整備課長** 今回お願いをいたしておりますのは、まずは、21年度予定をしている箇所の前倒しということを考えておりまして、農業・農村整備につきましては、作付の関係で施工時期が制約されるとか、あるいはまた、市町村や農家の地元負担も伴うということもございまして、今回はこういう形での限られた地域ということでございまして、先ほど委員おっしゃられました地域での用水路の補修とかそういったものにつきましては、農地・水・環境保全向上対策のほうで、地域の活動組織に対して助成をしまっておりまして、そちらはそちらのほうで対応ができていないかと考えております。

**○坂口委員** それと全く一緒にはならないと思うんですけど、例えば道路、特に県道整備あたりの道路では、これまで要望がありながら手がつけられなかった小規模なもの、路肩のところはどうもよくないとか、道路周りの敷地がある程度あってそこに雑草が生える。そういうところに右折レーンをつくったりとか、細かなものを県単でも考えているみたいなんです。水・環境保全のほうのある程度の実費補修ではちょっと大がかりかなというので、時期が時期だからですけど、漏水が随分激しいけど、それだけでは万全なことはいけません。とりあえず主なところにコンクリートを張りつけるぐらいとか、堆積土砂を上げるぐらいということまでは水・環境でできるけど、だからといって、新たにそこに事業を入れて公共事業あたりで水路をやりかえるところまではいかないというところがかなりあ

と思うんです。特に今度、耕作放棄地なんかに手をつけられるみたいですけど、そういうところを農地に戻して耕作していけばというようなもの。そういう今まで手がつけられなかったところも、県単あたりでやっていく一つのチャンスかと思うんです。前倒しというのは一番楽な方法ですね。今回、何とか雇用を創出しようとか、とにかく地域の景気に貢献ができないかという視点から、単費事業としてそういうのを検討はされなかったのか。

**○矢方農村整備課長** そういったものも1つと、水路の草刈りとかそういったことも一応念頭に置いて考えはいたしましたけど、既存の一般県単事業等もございますし、先ほど申し上げた農地・水の関係もございましたので、今回はそちらのほうに限ってということでの対策にさせていただきますところでございます。

**○坂口委員** これはお願いも含めてですけど、僕たちがこの対応を県に求めたのは12月17日なんです。それからやろうということになって方向が出て、国の動きも出た中で、事前にいるんなニーズを農村なら農村から吸い上げる時間というのは十分あったと思うんです。それをやられると、今言われたような今後の補助事業と農地・水・環境とでは対応できない、しかし地元の要請は多いというところが、ひょっとしたら把握できたかとも思うんです。何かやってほしいところはないかというようなのが土木事務所なんかを下りているんです。そのために実態調査をやっているんです。現場踏査もやっていて、これはだめか、これはだめかというのをかなりやったんです。その期間が、これまでの間あって、今回議会で通れば即執行したいと言われる期間だったと思うんですけど、そのときにそういったニーズ調査をやられていないような

気もするんです。今の説明を聞くと。こういったものも、今からでもですけど、この際やってほしいなという気がするんです。特に県単事業なんかは。今度この事業をよしやろうと県が腹を決めたときには、国の補正というのはまだどうなるかわからない時点で、県単でもやっついこうという腹を決められたわけですから、今後また追加でも僕はいいんじゃないかと思うんです。今までとにかく手が届かなかったところあたりで、地域が喜んでそこに何らかの効果が見い出せるならということで、ぜひ、これは要望ですけれども、県土整備のほうは土木事務所なんかはかなり調査をさせていますよ。何日までに上げろとか。やれるだけのものをとにかく上げてみよというようなことを。それをやると、今の公共事業で対応するところまでは来ないなというのと、地域のある意味ではボランティアですけど、そういった担い手の集団とかで地域営農の中でやっついこうというのには、ちょっと規模がなとか、人手がなというのが多分あるんじゃないかと思うんですけど、これは要望で。

**○宮原委員長** 要望ということで、よろしくお願いをします。ほかにございませんか。

**○松田委員** 私も今の坂口委員の提案に相乗りの形なんですけど、確かにリサーチの部分、たくさんの方の策を講じていらっしゃるんですけど、例えば牛の肥育農家、宮崎県の場合は、たしか平均年齢が70後半で大変高かったんですけど、今こういう情勢の中で、宮崎市とかに出てきている郡部の若い方々が、仕事がなくなった。これを潮に家業の牛飼いをやろうか、農業をやろうかみたいな、そういった違う形で農業に目を向ける方、あるいは漁業に目を向ける方もいらっしゃる。10人ぐらい私も聞いております。そういっ

た方への支援というのも今がチャンスでしたので、こういった機会に盛り込んでいただいてもよかったんじゃないかならうかと思えます。これは要望にしておきます。

質問をさせていただきます。地域農業推進課と水産政策課です。それぞれのチャレンジ支援事業、緊急雇用対策事業ですが、10人とか出ていましたね。2カ月間の臨時雇用あるいは2カ月間の研修期間とありますが、研修期間が過ぎて、その後に農業あるいは漁業につかなかった場合が当然出てくるかと思うんですが、その部分の縛りあるいは何か規制等は、この募集の段階で考えていらっしゃるのでしょうか。

**○上杉地域農業推進課長** まず、地域農業推進課のみやざき農業チャレンジ支援事業。冒頭説明いたしましたけれども、基本的にこの事業は雇用対策であると同時に、農政水産部でやるからには担い手育成ですね、新規就農につなげていきたいという仕組みでございます。まず、臨時雇用する場合、県のほうで面接をいたします。そこで十分就農意欲があるかどうかをチェックしたいと思っております。先ほどポンチ絵の右上のほうでも説明いたしましたけれども、臨時雇用した後に農作業をしてもらうんですけども、この2カ月の間で、関係機関と一緒に就農に関するフォローアップを——要は相談に乗るという形ですけども——やるという形になっております。もちろん就農につながれば一番いいんですけども、2カ月間県の圃場とかで働いてもらって、最終的にやっぱり合わないとか、ちょっとそこはという話はあると思うんです。そういった人たちをどうするかということですが、一応、入り口段階で就農の意欲は見ますけれども、結果的に2カ月間やってみて、ちょっとそこまではという人は、そこは縛

りというのはなくて、絵の右下に書いてございますけれども、引き続き、ハローワークでの通常の就職活動につながるかというふうに考えてございます。

ただ、対策後の4月以降のところを見ていただきたいんですけども、2カ月の間に気持ちが決まらなかった、もう少し研修して就農に向けた気持ちを固めたいという人につきましては、例えば、国の農の雇用事業というのは第2次補正の事業で、まだ国会を通過していませんけれども、これは農業法人に就職したいといった場合に、農業法人に対して必要経費の面倒を見ますという事業ですけども、そういった事業でありますとか、また、もともと県が県単でやっている事業、例えば、先進農家や農業法人に行ってもらって研修をしてもらう事業というのが既にあるんですけども、4月以降も、そういった既存の対策または国の2次補正対策につなげる形で、少しでも多くの方が就農に向けた気持ちを固めてもらえるような仕組みをこれで行っているというところがございます。

**○桑原水産政策課長** 水産雇用促進緊急対策事業に関しまして、研修を受けられた方のその後の就労等の縛りという御趣旨の質問かと思えますけれども、きちんと研修を受けられた被研修者の方が、研修を終わられた後で漁業に勤めなければいけない、従事しなければいけないといったような縛りをつけることは考えておりません。

**○松田委員** 御答弁ありがとうございます。質問をさせていただきます。

地域農業推進課長にお伺いします。同様のマッチング事業は、通年通してやってきていらっしゃる、緊急でなしにずっとやってきていらっしゃると思うんですが、農業の入り口とし

てそういう研修を受けた後、マッチングの部分は今までどういう成果が上がっているのか。農業研修を受けられた非農家の方々が、スムーズに農業の現場にどれぐらいの割合で就業しているのか、お教えいただけますか。

**○上杉地域農業推進課長** 御指摘のとおり、従来より就農相談というものをやっております。就農相談というのは県内でもやっておりますし、県外事務所を通じてもやっておりますけれども、平成19年度は、県内・県外で就農相談件数が459件ございます。もろもろの効果でふえています。その中で実際に就農に結びついた件数は159件。就農率が34.6%という状況でございます。この数字は、今手元にある資料ですと、16年度からそういったデータはございますけれども、年々就農率は上がっております。ちなみに16年度が24.6%、17年度が30.3%、18年度が32.1%でございます。

**○松田委員** ありがとうございます。30%を超える就農率と伺いましたが、加えて聞きます。定着率はどうなっていますでしょうか。

**○上杉地域推進課長** 定着率は、実は網羅的にそういった調査を、新規就農した人が何年後かにちゃんと定着しているかどうかというデータが……。

**○山内担い手対策監** 新規就農者の定着率等につきまして、少し古いんですけれども、平成16年に本課のほうで行った調査によりますと、就農10年後の定着率につきましては、農業後継者は85%が定着しております。それから、いわゆる新規参入者ということで、他産業からの参入者については80%が就農定着していると、そういうデータがございます。

**○松田委員** 10年後のデータでそれぞれ80%、85%ということで、大変高い確率を聞いて

安心をいたしました。今回のこの事業も、雇用の創出のほうであって、農業の後継者定着というところまでが第二義的な要素であるそうですけれども、せつかくこれだけの予算を組みますので、フォローの部分をしっかり補っていただきたい、このように思います。漁業のほうも同じことを聞きたいんですが、よろしいでしょうか。

**○桑原水産政策課長** 漁業のほうの定着率ですけれども、網羅的な、全体的な定着率ということについては調査をいたしておりませんが、高等水産研修所といいますか、県のほうで比較的つかんでいる若い新規就労の方々の追跡調査というのは行っております。この定着率でございますけれども、現在、20歳から24歳の5年間で卒業された方は30人強おるわけでございますけれども、その方々の定着率、時間がたってからの定着率でいきますと、どんどん下がってくる状態にございまして、最終的に見ると、恐らく2〜3割ぐらいが残っているといったようなことではないかと思えます。つまり、時間がたつにつれて離職がふえていきますので、短期的に見れば定着率は高いわけでございますけれども、その後やめられる方がございますので、そういう面では定着率というのは高くない状況にあるかというふうに認識しております。

**○松田委員** 事業の主体は県漁連さんということでプロがおやりになるんですけれども、来年度の県下一漁協統一に向けて、各漁協で組合員が減るという懸念もありますので、漁業の定着を図れるように、漁業の楽しさとか将来性のことも含めて御指導いただければと思います。質問は以上で終わります。

**○外山委員** 農業支援人材獲得事業について、よく中身がわからないものですから、説明をお

願いたいんですが、先ほど来ずっと話を聞いておきまして、7ページ、8ページに説明がありますが、農業法人が人材が欲しいということで募集するけれども、来てくれる人がいないというのがこの事業の発端なんですか。

**○上杉地域農業推進課長** 大規模な農業法人の人とよくお話しすると出る話なんですけれども、農業法人は、農業そのものはもちろんノウハウはあるんですけれども、経営そのもの、管理能力でありますとか、販売の企画でありますとか、そういったものが極めて弱いと。経営者の方がそう言っていると。そういったときに、そういった能力を持っている人が欲しいと。欲しいんですけれども、まず、そういった人たちの目が農業法人に向かないというのもございますし、農業法人のほうからも情報発信していくというのがなかなかないというところがございます。

**○外山委員** ということは、農業法人そのものが魅力ある経営体というか、そこがないことには幾ら募集しても来てもらえないということになると思うんです。県内の農業法人は560法人ということですが、法人の構成メンバーというか、職員というか、規模的にはどんなふうになっていますか。一番大きいところで何人ぐらいですか。幾つか刻んで説明してもらおうと思いますが。

**○山内担い手対策監** 雇用の関係で申し上げますと、平成20年に560の農業法人に調査を行いました。雇用状況を調査してございます。467法人から回答がございまして、雇用者は総計で5,102名、雇用しているところの1法人当たり平均雇用数は13名ほどになってございます。ただ、雇用規模別で見ますと、雇用なしが16%、50人未満が79%、50人から100人が3

%、100人以上が1%となっております。ちなみに一番多い法人は二百数十名という法人がございます。

**○外山委員** 零細というか、家族経営であるけれども、名前を法人に変えておるとというのが実態じゃないかと思うんです。大きいところは幾つかあるということですが。そうなりますと、農業法人の中身というか、家族経営が魅力がないというわけじゃないんですが、組織として魅力ある組織でないと、人は、そこで一生仕事をしようと思ったときには、会社の組織がどうなって、役職がどういうふうになって、持ち株はどういうふうになってというようところが、会社経営の一番基本というか、魅力あるかないか、そこを少し整理して、県が間に入って行くのであるならば、採用した人材をその企業に入れようとした場合に、そこあたりの指導というか、中身まで立ち入っていかないと、ただ農業をやりたいというだけでぽっと持ってきても、行ってみたら、ここは家族経営で親方日の丸みたいな経営のあり方じゃ、魅力がないし、そこに行かないと思うんですが、そのところの農業法人と県との対応というか、私は、農業法人の中身が今後近代化されていくというか、さっき言ったような形での整理というか、経営者の意識、そういうものがないと、ここに人材が集まるというのは非常に難しいと思うんですが、そのところはどういうふうにお考えでしょうか。

**○上杉地域農業推進課長** 御指摘ごもっともなことで、農業法人の育成というか、農業法人に対する指導というのはもちろん従来からやってございまして、基本的には農業会議所ルートでやってございます。その一環として、社会保険労務士を派遣したり、経営診断といったいろん

な支援をふだんからやってございますので、そういったものを活用された形で、外から見ても魅力のある会社企業というか、そういった形になるようにしているという状況でございます。

○外山委員 そうしますと、この560法人の中で、外から見てもここは魅力ある組織でやっておられるなというところは何割ぐらいありますか。

○上杉地域農業推進課長 外から見た人がどのぐらい魅力があるのが何割ぐらいかというのは、なかなかあれですけど、ただ、私が今まで見た中でも、宮崎県は大規模な、都城方面とかも大きな法人はたくさんございますので、今回のこの事業、今20人程度を想定しているんですけども、20人規模の雇用というのは恐らく相当満たせるのかなというふうに考えております。

○外山委員 私は、今後、農業法人がきちんと整備されて、力をつけていって初めて宮崎の農業の大きなベースになると思うんです。そのためには、規模は別として、5人でも10人でもいい、農業法人として魅力のある経営形態というところを幾つかピックアップして、それを表に出してほかの農業法人にもPRしていく、そういうことが必要だと思うんです。ですから、今回こうやって人材を募集して育成していこうということであるならば、今後、農業法人として魅力ある法人像の指導、指導というかな、この事業はそこもあわせた形でやっていただくように要望しておきます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようでありますので、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後1時46分休憩

午後1時48分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員長確認決定事項では、委員会の最終日に行うこととなっておりますが、今回は時間的な余裕もありませんので、今から採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、議案の採決を行います。議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はございませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、大変お疲れさまでした。

午後1時50分閉会